

林業架線作業主任者免許を現業職員 4 名が取得しました

機械集材装置もしくは運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集材、運材の作業を行う場合、事業主は「林業架線作業主任者免許」を受けた者のうちから、作業主任者を配置しなければならない事になっています。

林業作業に必要な資格は様々ありますが、特別教育や技能講習ではなく免許ということで林業架線作業に関する知識・力学、機械集材装置及び運材索道に関する知識、関係法令などの専門的な知識が問われる試験がありかなりの難関ですので「みえ森林・林業アカデミー選択講座」の林業架線作業主任者免許試験準備講座を受講しました。

新型コロナウイルスの影響で、3回の講習のうち2回はオンライン授業になり現業職員は初めてのオンライン授業ということで、とまどいながらも、熱心に講師に質問しながら授業を受け、見事に4人全員が合格することができました。

今後はこの資格をいかして素材生産現場の安全管理を徹底し、無事故無災害を目指していくことを心がけていきます。

